

公益社団法人日本歯科衛生士会

歯科衛生士のための口腔機能実地指導研修要綱

1. はじめに

歯科衛生士は、口腔衛生管理のみならず、口腔機能の維持・向上に重要な役割を担っている。近年、口腔機能発達不全症や口腔機能低下症、摂食嚥下障害の予防・改善が注目される中、根拠に基づいた口腔機能指導のスキルはますます重要になっている。本研修プログラムは、各地域において、口腔機能指導を基礎から応用まで幅広く学び、アセスメントに基づいた個別性のある指導が実践できるよう標準的な内容を示すものである。

2. 対象者・研修方法

対象者：臨床で口腔機能実地指導を実践する・実践しようとしている歯科衛生士

研修方法：集合型研修（原則、対面とする。ただし、やむを得ず WEB 開催する場合は、以下の事項を遵守する）

＊WEB 開催にあたって

- ・ 主催者側が、受講者が終始参加していることを確認しうる状態で、受講状態を担保できるチェック体制を構築すること
例）常時画面オンにて受講態度の確認またはランダムなパスワード等での配信等
- ・ 研修終了時に、理解度の確認などが行えるような形式で実施すること
例）Google Form 等を用いて研修項目の内容に即したアンケートまたは受講確認テストの実施など

研修時間：180分以上とする。

3. 研修会講師

歯科医師・歯科衛生士の講師資格について、下記のいずれかに該当するもの

講師 A：日本小児歯科学会専門医・認定医資格を有するもの

講師 B：日本老年歯科医学会専門医・認定医もしくは摂食機能療法専門歯科医師の認定資格を有するもの

講師 C：日本歯科衛生士会認定分野 A 摂食嚥下リハビリテーション、在宅療養指導・口腔機能管理、医科歯科連携・口腔機能管理のいずれかの認定取得者で口腔機能低下症または口腔機能発達不全症に対する実践があるもの

講師 D：日本歯科衛生士会認定分野 B 老年歯科、日本小児歯科学会認定歯科衛生士いずれかの認定取得者で口腔機能低下症または口腔機能発達不全症に対する実践があるもの

＊上記資格をもつ講師 A～D それぞれを組合せて2名以上が講師を務めること。ただし、講師 A または講師 B を含むこと

例 1) 講師 A + 講師 B + 講師 C + 講師 D それぞれ 1 名ずつ

例 2) 講師 A + 講師 B + 講師 Cor 講師 D それぞれ 1 名ずつ

例 3) 講師 A or 講師 B + 講師 Cor 講師 D など

【講師検索先】

講師 A：日本小児歯科学会専門医 https://www.jspd.or.jp/facility_search/
日本小児歯科学会認定医 https://www.jspd.or.jp/certifying_physician/
講師 B：日本老年歯科医学会専門医・認定医一覧 <https://www.gerodontology.jp/doctors/>
日本老年歯科医学会摂食機能療法専門歯科医一覧
https://www.gerodontology.jp/doctors/dysphagia_specialist/
講師 C：日本歯科衛生士会認定分野 A <https://www.jdha.or.jp/learning/dhlist.html>
講師 D：日本老年歯科医学会認定歯科衛生士（日本歯科衛生士会認定分野 B）
https://www.jdha.or.jp/learning/dh_ronen.html
日本小児歯科学会認定歯科衛生士 https://www.jspd.or.jp/dentist_system/

4. 研修項目

（1）口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要

- 口腔機能の基礎知識
- 口腔機能発達不全症および口腔機能低下症の定義と診断

（2）口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の検査法

- 口腔機能検査法について

（検査法の詳細については、日本歯科医学会「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」および「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」参照）

（3）口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の訓練法

- 口腔機能管理計画について
- 口腔機能訓練法

① 口腔機能発達不全症

「食べる」機能：咀嚼機能・嚥下機能・食べ方などに対する訓練

「話す」機能：構音機能などに対する訓練

「その他」の機能：呼吸の状態などに対する訓練 など

（各訓練の詳細は、日本歯科医学会「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」を参照）

② 口腔機能低下症

口腔機能低下症の7つの症状（口腔衛生状態不良、口腔乾燥、咬合力低下、舌口唇運動機能低下、低舌圧、咀嚼機能低下、嚥下機能低下）に対し、適応する機能訓練

（各訓練の詳細は、日本歯科医学会「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」を参照）

*（3）については、居宅、病院、施設における訪問診療時の口腔機能訓練に関する内容を含むこと

（4）口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の実地指導方法（実践例等含）

- 再評価の時期と評価法について
- 口腔機能管理指導法

- ① 口腔機能発達不全症、口腔機能低下症いずれも全身状態や生活背景、発育状況なども含めてアセスメントする
- ② 検査結果に基づいて、発達不全あるいは機能低下の要因を分析し、適応ある訓練法を選択する

③ ①および②を総合して、現実的に実践可能な訓練法や生活面への指導を行う

(認知機能などの理解力に配慮することや、個々の生活習慣を踏まえた指導を行い、行動変容につなげる)

* (4) については、居宅、病院、施設における訪問診療時の口腔機能指導方法に関する内容を含むこと

5. 研修実施主体および受講修了証の発行について

(1) 実施主体 都道府県歯科衛生士会

(2) 研修企画・申請

本研修プログラムを参考に企画を立案し、単位申請とあわせて日本歯科衛生士会へ研修会の申請を行う。システム上にて、「研修項目」の「B-z (口腔機能実施指導料対応研修)」の項目を申請時に選択する。

(3) 修了証の発行

日本歯科衛生士会生涯研修委員会が、当該研修を基準に準じた内容と認めた場合、

- 日本歯科衛生士会と開催都道府県歯科衛生士会の連名で受講修了証を発行する
- 修了証は日本歯科衛生士会から提供される書式データに各都道府県名を記載して発行する
- 日本歯科衛生士会会員については、会員ページにも受講状況が反映される。

(修了証の発行機能はなし)

- 開催都道府県歯科衛生士会は、修了証の発行リストを日衛へ提出する。

(4) 受講状況の管理・確認

受講状況の確認は実施主体（都道府県歯科衛生士会）が責任を持って行う。

受講時間や受講態度等を踏まえ、適切に受講が完了したと判断した者に対して修了証を発行する。

- 対面開催の例
 - ・ 事前に修了証を印刷
 - ・ 遅刻・欠席・早退のない受講者に配布
- Web 開催の例
 - ・ 各都道府県歯科衛生士会が定める出席確認方法で受講状況を確認
 - ・ 適切に受講した者に対し、メールや共有ファイル等で確実に修了証を送付